

第4次亀山市男女共同参画基本計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(市民文化部 文化課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ～ R 8 年度		
位置付け	亀山市男女が生き生き輝く条例第11条に基づき本市の男女共同参画分野の推進に関する政策を総合的、かつ計画的に推進するために基本計画として定めるものである。本計画は、男女共同参画社会基本法第14条、女性活躍推進法第6条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3にそれぞれ基づく市町村計画として位置づけている。さらに、第2次亀山市総合計画後期基本計画基本施策「人権の尊重とダイバーシティ社会の推進」と深く関わっている。		
目的・概要	男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、3つの基本目標に基づく施策や取組を展開し、男女共同参画社会の実現～すべての人が生き生き輝くまち健都かめやま～を目指すべき姿とするものである。		
計画の骨格	目指すべき姿 男女共同参画社会の実現 ～すべての人が 生き生き輝くまち 健都かめやま～		
	1 男女の人権尊重の推進	1 男女共同参画を実現するための意識づくり	(1) 人権啓発・人権教育の推進 (2) 人権相談・支援体制の充実
		2 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた方法・啓発 (2) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備
		3 ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶	(1) パートナーに対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進 (2) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進
		4 誰もが安心して暮らせる環境づくり	(1) ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり (2) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり (3) 性の多様性に関する理解の促進
	2 女性活躍の分野における推進	5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 行政分野における女性の参画拡大 (2) 地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大
		6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1) 市民・企業等に対する啓発・取組 (2) 仕事と家庭の両立のための環境づくり (3) 市役所内における取組
		7 働く場における男女共同参画の推進	(1) 男性中心型労働慣行等の変革に向けた啓発 (2) 女性活躍の推進に向けた環境整備
	3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	8 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実 (2) 家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進
		9 生涯にわたる健康づくり支援	(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 (2) スポーツ分野への女性の参画
10 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立		(1) 災害に備えた体制の整備 (2) 災害に備えた避難所運営体制の構築	

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	男女共同参画週間（6月23日～29日）にあわせて、啓発パネルの展示やのぼり旗を設置するほか、DV、セクシャルハラスメント防止について市広報や市ホームページ、啓発チラシに掲載し、市民に対し広く啓発を行った。 また、亀山市男女共同参画市民養成講座を開催し「ハラスメントのない職場づくりのために～知っておきたいこと、気をつけたいこと。男女共同参画の視点から～」をテーマに、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」の宇田恭子さんを講師に招き、男女共同参画の基礎的な内容とともに、ハラスメントに関する基礎知識や、職場における適切なコミュニケーションの在り方について、具体的な事例を交えながら講演が行われたほか、三重県男女共同参画連携映画祭の上映前に男女共同参画社会について来場者に解説を行った。
成果	男女共同参画社会実現に向けて、DV、セクシャルハラスメントの防止への啓発等の男女共同参画情報誌や性的指向及びジェンダーアイデンティティをテーマにした記事の市広報への掲載、男女共同参画週間の啓発パネルやのぼり旗の設置により男女共同参画意識の醸成と性の多様性に対する理解増進、ハラスメント等あらゆる暴力の根絶に向けての啓発を図ることができた。 また、男女共同参画市民養成講座を行うことで、固定的性別役割分担意識解消に向けた啓発や、ハラスメント等について考える機会を持つことで、誰もが安心して働ける職場環境づくりを推進することができた。 さらに、男女共同参画連携映画祭の開催や上映前の解説により、男女共同参画への意識高揚を図ることができた。
総合計画 推進への 寄与度	男女共同参画情報誌の発行や男女共同参画週間をはじめとした市広報やホームページへの記事掲載を通じて、情報発信やハラスメント根絶の推進等の意識啓発を図るとともに、男女共同参画市民養成講座や県連携映画祭の開催により、「男女共同参画の推進」に寄与した。

反省点・課題	男女共同参画への理解を一層深めるために、引き続き、各種の啓発機会を継続的かつ効果的に活用していくとともに、対象層に応じて、啓発内容や手法の充実を図る必要がある。また、各種審議会における女性委員の登用率や、自治会長に占める女性の割合については、目標値を達成しておらず、目標達成に向けて庁内全体で意識を共有し、取り組みを更に進めていく必要がある。
--------	--

今後の方向性	固定的性別役割分担意識の解消に向け、若年層や働き世代、高齢者層など、対象層のニーズや特性を踏まえた啓発となるよう内容を見直すとともに、女性登用に向けて、庁内全体で意識を共有し、担当部署に候補者の拡充、女性の登用への声かけ等を実施する。
--------	--

■成果指標

成果指標名			現状値 (計画策定時)	実績値 (R7)	目標値 (R8)
		単位			
1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	%	55.6	54.1	100
2	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	%	61.0	64.7	80
3	DV防止法認知度	%	51.4	58.7	60
4	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	%	39.6	40	45
5	性的マイノリティに関する理解促進のための学習を行った市内小中学校の数	校	11校/14校	13校/14校	全校
6	各種審議会等における女性の登用率(4月1日現在で算出)	%	33.5	35.9	40
7	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	33.9	62.8	50
8	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)	社	0	8	6
9	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	%	マタハラ:67.8 パタハラ:31.8	マタハラ:68.5 パタハラ:33	マタハラ:80 パタハラ:40
10	市内全単位自治会長に占める女性の割合	%	5.3	8.43	増加
11	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	%	27.7	33.3	増加
12	本市における女性管理職の割合	%	30.5	38.2	40 (R6、R11)
13	市男性職員の育児休業取得率	%	11.1	83.3	20(R6) 85(R11)
14	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	日	12.8	13.8	12(R6) 15(R11)
15	放課後児童健全育成事業の設置施設総数	箇所	22	25	24
16	商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合	%	13.0	15.44	増加
17	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	件	1	2	増加
18	健康診断受診率	%	男性:76.5 女性:72.8	男性:85.5 女性:76.3	男性:86.5 女性:76.0
19	女性特有のがん検診受診率	%	子宮がん:19.8 乳がん:25.4	子宮がん:19.1 乳がん:24.7	子宮がん:23.0 乳がん:28.5
20	運動習慣のある人の割合	%	男性:60.6 女性:49.0	—	増加
21	女性消防団員数	人	18	20	増加

基本目標 | 男女の人権尊重の推進

基本施策 | 男女共同参画を実現するための意識づくり

令和7年度第4次男女共同参画基本計画 取組状況について

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 人権啓発・人権教育の推進	「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権感覚が身に付くよう、「ヒューマンフェスタin亀山」の開催など、様々な取り組みを行います。	1	文化・人権G		引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。	第21回ヒューマンフェスタin亀山を亀山市文化会館大ホールロビー及び中央コミュニティセンターを会場として開催した。(参加者283人) 亀山高等学校吹奏楽部による演奏、「スリーハピネス」によるダンスパフォーマンスの後、人権に関わる市民活動各団体のブース出展を行い、午後には、「子どもの人権」をテーマに亀山高等学校フレンドリークラブ、「不登校の子どもと親と地域の会でんでん」内藤朋子さんからの提案をもとに、参加者同士で話し合った。なお、フェスタにあわせて、市民活動団体のパネル展示と小中学生の人権ポスターの展示を、人権週間中である12月4日～10日に亀山エコータウン、亀山市立図書館にて行った。また、人権ポスターについては、LGBTQを含む多様な性自認・性的指向・男女のジェンダーの意識啓発につながるポスターを選定し掲示した。	フェスタ本来の趣旨に沿って広く啓発するためにも、幅広い年齢層に参加してもらえる会場や内容等開催方法を検討していく必要がある。	引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」は、人権啓発のイベントとして開催し、より多くの人に足を運んでもらえるよう、イベント内容等の検討をするとともに人権・男女共同参画について考える機会を設ける。
	市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通じて人権啓発に取り組むとともに、人権学習の機会や場の提供・充実に努めます。	2	文化・人権G		広く市民が、人権について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を設ける。	広く市民が、人権について正しい理解ができるように、「多様な性」や「固定的性別役割分担意識」を含む、人権にかかわる内容の行政出前講座を学校、地域、事業所等を対象に計9回、438名に対し行った。	市民の人権尊重の意識を育むため、啓発の場や機会を充実させていく必要がある。	広く市民が、人権・男女共同参画について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を積極的に設ける。
	市広報紙や市ホームページ、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用した情報発信において、人権意識に配慮した発信に努めます。	3	広報G	文化・人権G	市広報、ホームページ、行政情報番組など各種広報媒体を活用し、身近でタイムリーな話題に関連した情報発信を行う。	広報紙では、人権・男女共同参画・多文化共生に関するコラムを年6回掲載した。また、ホームページの「人権・共生」関連ページについても、必要に応じて内容を更新した。さらに、行政情報番組では、人権相談日の案内を文字情報として放送した。	人権への正しい理解を広げるためには、各媒体の特性を生かし、継続的に情報を発信していくことが求められる。	今後も、広報紙、ホームページ、行政情報番組など、それぞれの媒体が持つ特性を生かしながら、人権への配慮を踏まえた情報発信に取り組んでいく。
	学校、幼稚園、保育所などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。	4	研究推進G	支援推進G	亀山市人権教育推進協議会、各中学校区ネットワークの活動を通して、人権教育の系統的な取組を進める。	亀山市人権教育推進協議会では、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校の代表者が子どもたちの現状や課題を交流することで、人権教育の系統的な取組を進めることができた。また、市内小中学校の差別発言をもとに市内の人権に関わる団体の代表者、市の関係部局、学校関係の代表者が各立場で実践できること等を交流した。さらに、人権教育推進協議会が主催して「人権のまちづくりフォーラム」を障がい者の人権をテーマに開催し、各中学校区のネットワークの委員の方々など70人が参加した。	幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校の代表者が集う亀山市人権教育推進協議会を子どもたちの実態の交流だけの会で終わらず、系統的な取組を進める必要がある。	亀山市人権教育推進協議会、各中学校区ネットワークの活動を通して、男女共同参画や女性の人権など人権学習の交流行うとともに、人権教育の系統的な取組を進める。
	家庭は、人に対する思いやりの心を育むなど、人権尊重の心を育むための基本の場となるため、家庭教育を支援します。	5	社会教育・スポーツG	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化週間を設け取り組みを進める。家庭における「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画(令和4～6年度)に基づき「かめやまお茶の間10選(実践)」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート回答率等を向上させるため、効果的な検証の実現に向け、取組についての情報発信を強化していく必要がある	取組の定着を目指すにあたり、チラシデザインの更新や子ども家庭庁が定めている「家族の日」との紐づけを図っていく。
	企業等においては、国際化が進む中、より人権への理解や対応が求められており、職場における人権教育が進むよう支援します。	6	商工業振興G		各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら、職場における人権教育が進むよう啓発を行う。	研修会や会議等の機会を捉えて、企業へ各種案内をする際にチラシを同封するなど、人権・ダイバーシティグループと連携して周知に努めた。	職場における人権教育が進むよう、イベントや研修等を通じて継続した啓発活動が引き続き必要である。	企業内における人権教育が進むよう、研修等の機会を通じて、企業へ継続した啓発を図る。
(2) 人権相談・支援体制の充実	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。	7	文化・人権G		人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、広く市民に周知する。	窓口のパンフレット設置や市広報紙にて、常設・特設相談等の人権相談の周知を図るとともに、市役所本庁と関連支所での特設相談において、電話での対応を行った。	人権尊重の視点に立った相談や支援をおこなうため、関連機関との連携を図っていく必要がある。	引き続き、人権擁護委員による人権に関する相談について、啓発チラシや市広報紙を活用し、広く市民に周知するとともに、関連機関との連携を図っていく。
	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境づくりに努めます。	8	子ども支援G		女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境整備を図る。	女性相談支援員による各種相談窓口や、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」の相談窓口みえや犯罪被害者総合支援センターなどの情報について、市広報紙(11月1日号)・市ホームページ等の媒体を利用して情報提供を行い、相談できる環境づくりに努めた。	女性相談支援員による各種相談窓口や各種制度・手続き等の周知・啓発のため、継続して情報提供を行っていく必要がある。	女性相談に係る市・県等の関係機関、相談窓口の情報を市広報紙や市ホームページなどの媒体を利用し周知することで、相談しやすい環境づくりに進める。
		9	文化・人権G		様々な媒体を通じて人権擁護委員による人権相談や各種相談窓口の周知を図るとともに、鈴鹿防災総合事務所や人権センター、三重県男女共同参画センター等の関係機関と連携していく。	市の人権啓発チラシ及び男女共同参画情報誌では、人権擁護委員の相談窓口をはじめ、子ども・外国人・女性などの相談窓口について周知した。また、市広報紙、市ホームページ、ZTVなど様々な媒体で広く周知するとともに、三重県男女共同参画センター等にチラシを配架した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供をしていく必要がある。	様々な媒体を通じて人権擁護委員による人権相談や各種相談窓口の周知を図るとともに、鈴鹿防災総合事務所や人権センター、三重県男女共同参画センター等の関係機関と連携していくことで相談体制の充実に努める。
	相談者の立場に立って、的確な助言や支援ができるよう相談員等の資質の向上や体制の充実に努めます。	10	文化・人権G		人権センターが開催するスキルアップ講座に、担当グループの職員が1人1講座以上受講するように取り組む他、市職員研修の機会を設ける。	「マイクロアグレッション」や「メンタルヘルス」などのテーマを含む様々な人権課題について学ぶ、三重県人権大学講座に市職員1名が受講するとともに担当グループの職員1名がスキルアップ講座を受講し研鑽を積んだ。また、部落解放研究第31回三重県集會に市職員1名、教職員1名が参加したほか、市職員の主幹級職員83名を対象に、人権研修を実施した。	市職員の人権研修について引き続き、より多くの機会を確保していく必要がある。	人権大学や人権センターが開催するスキルアップ講座に、担当グループの職員が1人1講座以上受講するように取り組む他、人権研修市職員研修の機会を設ける。
	相談された人権問題が早期に解決できるよう、津地方法務局、三重県人権センター、鈴鹿地域防災総合事務所、人権擁護委員などの機関と各関係部署間で連絡を密にしながら連携して支援できるよう体制の充実に努める。	11	文化・人権G		津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。	月1回程度の津人権擁護委員協議会亀山地区委員会定例会に市職員が毎回参加した。また、学校を通して相談があった事象について、フレンテみえと連絡を密にしながら、相談者の立場に立った支援の在り方について協議を行った。	各関係機関で連絡を密にしながら、連携して支援できるよう体制を強化していく必要がある。	津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を十分に図るため、月1回程度開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席するとともに、各関係機関で連絡を密にしながら、連携して支援を行う体制の充実に努める。
	民生委員・児童委員や保護司など、地域における見守りや支援活動を行っている団体等と連携し、住民の悩み事や人権問題を早期に発見し解決につなげられる体制づくりに努めます。	12	福祉総務G	民生委員児童委員協議会連合会 保護司会 地域まちづくり協議会(福祉委員)など	世代や属性を問わず、住民の課題を集約するしくみづくりとともに、必要に応じて支援プランを作成し、多機関の連携が可能となる会議体を設置・運営する。	市と社会福祉協議会の支援体制を地域まちづくり協議会等の会議の場で周知した。また、支援の必要性に応じて世帯の支援の方向性を示したトータルケアプランを作成・管理する会議体を運営し円滑な支援につなげた。	個別ケースにおいては、各機関での情報共有は図れているが、根本的な課題解決へと進むケースが比較的少なく、公的支援だけではなく地域の社会資源などを活用した社会とのつながりづくりに向けた支援が必要である。	引き続き既存の社会資源への働きかけや事業活動を支援できる体制づくりに努めながら社会とのつながりに向けた参加支援の取組を進める。

基本目標 Ⅰ 男女の人権尊重の推進

基本施策 Ⅱ 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(Ⅰ) 令和7年度の実績	(Ⅱ) 今後の課題	(Ⅲ) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(Ⅰ) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	様々な媒体を活用して、市民の固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を推進します。	13	文化・人権G		男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。	亀山市男女共同参画市民育成講座を開催し、ライオンズクラブ会員を中心に、ハラスメントのない職場づくりをテーマとした研修を実施した。講師にフレンデみえの宇田恭子氏を迎え、男女共同参画の視点から、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等について理解を深めるとともに、職場における適切な対応や予防の重要性について学ぶ機会を提供した。	講座等のテーマに、働き方に対する意識や、男女共同参画の視点から、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等について取り上げたが、体験活動を組み入れることができなかった。	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の活動に、男女とも多様な住民が参加できるよう意識改革を図ります。	14	社会教育・スポーツG		今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。	市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、33.3% (6人/18人) であった。	継続的かつ積極的に女性の参画について呼びかけていく必要がある。	参加を呼び掛けるにあたり、PTAの活動内容の周知を継続していく。
		15	地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行った。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	自治会長への研修や地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で、引き続き男女共同参画の視点の必要性について周知する。
	あらゆる組織・団体・企業等において、個人の能力にも十分留意しながら、女性の会長、女性の管理職、女性のリーダー等を積極的に起用したり、慣例では男性が務めることが多かった役割などを女性が担ったりすることを意識的に行之、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進します。	16	文化・人権G		慣例として男性が務めることが多くなっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、市の広報のコラム等で、啓発を行う。	審議会等の女性登用率の調査をはじめ、亀山市男女共同参画情報誌に固定的性別役割分担意識の解消に向けた亀山市の取組を掲載するとともに、三重県男女共同参画連携映画祭の上映前に男女共同参画社会について来場者に解説を行うなど啓発を行った。	引き続き、積極的改善措置（ポジティブアクション）に努めるとともに、情報を発信し、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進する。	慣例として男性が務めることが多くなっている役職に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、審議会等の女性の登用率の向上に努めるとともに、男女共同参画REPORTや市の広報のコラム等で、啓発を行う。
	市が作成・発行する文書（チラシ、パンフレット、冊子、その他一般文書等）や市ホームページ等での情報発信において、無意識のうちに固定的な性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするような表現やイラスト等の掲載をしないよう、全庁的に意識した文書や資料作成に取り組みます。	17	広報G	文化・人権G、法務G	各種広報媒体における情報発信時に、表現方法や使用イラスト等が適切であるかを確認する。	各課から提出された広報紙、ホームページ、行政情報番組などに関する合議において、性別によって役割を固定化するような表現やイラストが使われていないかを各媒体ごとに確認した。	広報紙やホームページ、行政情報番組など各広報媒体において、固定的な性別役割分担の意識を生み出したり、強めたりする表現が含まれていないかを、今後も意識して確認していく必要がある。	各広報媒体で情報を発信する際には、表現方法や使用するイラストが適切かどうかを常に意識しながら内容を確認できる体制を維持していく。
(Ⅱ) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	男性が子育てに参画しやすくなるため、公共施設における環境整備（ベビーベッド付男性トイレの整備等）に努めるとともに、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。	18	住まい推進G	施設管理部署	建物改修等予算が減少傾向にある中、十分な機能を有するための予算確保が課題となっており、改修の必要性について認識してもらう。	多くの市民が利用する公共施設の整備において、男性が育児に関わりやすい環境を整える観点から、男性トイレへのベビーベッド設置などの配慮を設計段階で反映できるよう、発注部局へ具体的な助言を行い、環境改善に取り組んだ。	市全体の財政状況が厳しさを増す中で、建物改修に充てられる予算は縮小傾向にある。しかし、公共施設の機能維持や安全性確保のためには一定の改修が不可欠であり、限られた財源の中で必要な予算をどのように確保していくかが引き続き大きな課題となっている。	令和8年度も、公共施設の設計段階から男女共同参画の視点を取り入れられるよう、男性トイレへのベビーベッド設置など、男性の育児参加を後押しする設備整備について発注部局へ積極的に助言し、より利用しやすい環境づくりを進めていく。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の会議、あるいは市民活動団体や各種審議会・委員会等の会議について、平日の昼間だけでなく、夜間、休日等に開催するなど、男女とも多様な住民が参加しやすい環境となるよう意識改革を図ります。	19	研究推進G		委員構成に応じて、参加しやすい会議設定を行う。	だれもが参加しやすい会議とするため、オンライン会議を併用し、時間や場所形態等を工夫しながら行った。	今後も、固定的性別役割分担の意識の解消に努めるとともに、多くの市民が会議に参加しやすいよう開催時間や参加形態を考えていく必要がある。	委員構成に応じて、参加しやすい会議設定を行う。
		20	子ども総務G		これまでの時間設定を基本に、委員構成を見ながら、全体として参加しやすい会議設定を行う。	昼間は勤務により参加しにくいことから、これまでの時間設定を基本に、参加しやすい会議設定を行った。	長時間に渡る会議にならないよう検討する。	会議の開催日の調整や資料送付をできるだけ早い時期に行い、参加しやすい会議となるよう検討する。
		21	地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行うとともに、自治会長研修は、平日夜間と土日に開催し、制度変更の説明会は、基本的に平日夜間と土日のどちらかに開催を行った。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	男女とも多様な住民が参加しやすい会議の環境づくりについて意識改革を促すため、自治会長への研修や地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等の設定を夜間、休日等に開催されるよう調整を行うなど、引き続き、男女共同参画の視点に立った取り組みの必要性について周知する。

基本目標 Ⅰ 男女の人権尊重の推進

基本施策 Ⅲ ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(Ⅰ) 令和7年度の実績	(Ⅱ) 今後の課題	(Ⅲ) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(Ⅰ) パートナーに対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進	女性等に対する暴力の問題は、人権意識の希薄(欠如)から生じることから、これらの問題に対する市民の認識を深めるため、人権啓発・人権研修等を進めます。	22	子ども支援G		女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識を高めるため、女性に対する暴力抑制などのDV防止の周知活動を行う。	若年層への認識を深めるため、亀山市二十歳の集い(1月11日)に合わせ、女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発用ティッシュを配布した。	女性に対する暴力をなくす意識を高めるため、引き続き啓発が必要である。また、男性被害者やLGBTQ等への対応をするための知識向上と関係機関との密な連携が必要である。	市広報紙や市ホームページでの啓発を行うとともに、女性相談支援員の研修及び女性相談支援センターのスーパーバイズによる知識向上に努める。
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの時期を捉えて、市広報紙への記事掲載、カード型チラシの配布、街頭啓発などにより、女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のための情報発信・啓発を行います。	23	子ども支援G		「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。市内の不特定多数の人が立ち寄る店舗等に市や県等の相談窓口が掲載されたカード型チラシの設置依頼を行う。	期間(11月12日～25日)にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事(11月1日号)を掲載し、総合保健福祉センターにて、DV防止啓発の展示ブースを設置、亀山駅前においては、11月12日の早朝に関係者による街頭啓発活動を行った。	女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成するため、様々な機会をととして啓発活動を継続する必要がある。	今年度についても期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載することや総合保健福祉センターにて、DV防止啓発の展示ブースを設置する。また、亀山駅前等で街頭啓発活動を行うとともに市内のコンビニエンスストアにカード型チラシの設置依頼を行う。
	相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行います。	24	子ども支援G		相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援や医療機関及び行政手続等への同行等の支援を行う。	専任の女性相談支援員を配置し、被害者の保護や自立のため、心のケアなど継続的な面談と、被害者に寄り添った支援や行政手続きの同行支援を行った。 ・相談実人員162人・延べ件数682件	被害者への心のケアや継続した面談等を行うとともに、被害者に寄り添い、個別の状況に応じた支援を行う必要がある。	専任の女性相談支援員により、被害者の保護や自立等のため、継続的な面談と被害者に寄り添った関係機関への手続き等への同行など支援を行う。
	各関係機関等で構成する「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するなど、各関係機関等が連携して被害者を支援する体制づくりを推進します。	25	子ども支援G		DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上)を開催していく。	DV被害者の適切な保護に必要な情報共有や被害者に対する支援等の内容を協議し、各関係機関が緊密に連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の各会議を開催した。 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 6回 ・合同ケース会議 50回(定例) ・個別ケース会議 14回(随時)	被害者に対し適切な支援を行うため、引き続き各関係機関が情報の共有を緊密に行い、共通認識のもと連携する。	各関係機関が緊密な連携により情報の共有を図り、被害者への適切な対応と支援ができるよう、協議会の各会議(代表者会議年1回、実務者会議2か月に1回、合同ケース会議週1回、個別ケース会議随時)を開催する。
	被害者に子どもが同伴する場合には、子どもの心のケアも必要なため、女性相談員と家庭相談員等が連携を図るほか、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の枠組みも活用し、被害者と子どもの支援を行います。	26	子ども支援G	母子保健G	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。	DV被害者に同伴している子どもについては、女性相談支援員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなどの支援を行うとともに、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の関係機関、学校・園、警察や児童相談所等が連携して、被害者と子どもの支援を行った。	引き続き女性相談支援員及び家庭相談員並びに亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の各関係機関が緊密に連携する。	DV被害者に同伴している子どもへの支援については、女性相談支援員と家庭相談員が連携するとともに、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の関係機関等、学校・園、児童相談所、警察(所轄署、少年サポートセンターなど)等と連携し支援を行う。
	被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援に努めます。	27	子ども支援G		専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、三重県配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。	女性相談支援員を中心に、被害者支援等について、三重県配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携により、早期に生活を再建できるよう、心理的支援、自立に向けた支援を行った。三重県女性相談支援員連絡協議会のなかで講師を招き「親子(母子)関係と自己尊重への援助」をテーマに事例検討会及び研修会を開催した。	配偶者暴力相談支援センターをはじめ、各関係機関との連携を的確に行う必要がある。	専任の女性相談支援員を中心に、被害者の生活再建に向け、市関係部署と配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を十分に行い、支援を行う。
	外国人や障がい者、高齢者の暴力被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。	28	地域包括連携G		高齢者に対する暴力については、必要に応じて地域包括支援センター等の関係機関とのケース会議を開催するとともに、相談窓口等について周知を行う。	養護者における虐待の個別ケースについては、地域包括支援センターや関係機関と連携しながらケース会議を開催し、被害者支援を図った。相談・通報窓口としての地域包括支援センターについて、チラシの配架等により周知した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供していく必要がある。	養護者における高齢者虐待についての相談窓口として、地域包括支援センター等について周知を行うとともに、虐待が疑われるケースについては速やかに適切に対応する。
		29	障がい者支援G		亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議における高齢者等の虐待に関する情報共有を継続的に行うとともに、虐待防止に向けた啓発活動や虐待の早期発見発見や被虐待者の保護を図るため、身近に相談できる窓口の周知に取り組む。	福祉委員の研修や雇用対策協議会などの機会にグループの役割や窓口の紹介を行った。外国人や障がい者、高齢者が暴力被害者となるパートナー案件の対応はなかった。	虐待防止に係る啓発活動や身近に相談できる窓口の周知・啓発が必要である。	虐待防止、早期発見、被虐待者の保護に係る周知方法の検討や三重県高齢者・障がい者虐待防止チームの派遣・助言事業の活用を図る。
	女性相談員等が、被害者の相談を聞くことにより被害者と同様の心理状態(代理受傷)になったり、相談員がバーンアウト(燃え尽き)したりするのを防止するため、またスキルアップのため、研修の機会を設けるなど相談体制の整備を図ります。	30	子ども支援G		女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加するとともに、全国婦人相談員連絡協議会にも参加する。	女性相談支援員のスキルアップ等のため、県内で行われた連絡協議会や女性相談支援センターの研修にも積極的に参加した。	更なる資質と知識の向上のため、県内での研修参加の機会の確保が必要がある。	女性相談支援員のスキルアップ等のため、県内で行われる各機関の研修会へ積極的に参加する。
	DV被害者を保護するため、被害者への市営住宅の提供について、法令等に基づき柔軟に対応します。	31	住まい推進G	子ども支援G	令和3年6月より国の通達に基づき、DV被害者保護の観点から市営住宅1戸に優先的に入居を行い、現在も入居中である。DV被害者保護のため、関係部署と常に情報共有を図ると共に緊急時には法令や国の通達に基づき市営住宅への緊急入居に努めていく。	DV被害者の市営住宅への優先入居または目的外使用はなかった。	住宅に困窮している低額所得者が多数いる中で、市営住宅の空き部屋をDV被害者に提供するために常に確保しておくことは困難である。	子ども未来部と連携し、市営住宅の提供が必要と認められる場合には、国の通達に基づき、市営住宅への優先入居または目的外使用ができるよう努める。
(Ⅱ) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	セクシュアル・ハラスメントは、女性の尊厳を不当に傷つけ能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面で未然防止のための啓発に努めます。	32	子ども支援G		セクシュアル・ハラスメントの未然防止について、関係機関の相談窓口を市ホームページに掲載するなど、関係機関等と連携し、啓発に努める。	相談窓口など啓発のため、市ホームページに関係機関の相談窓口を記載している。	被害の未然防止と相談窓口を周知するため、啓発を継続する必要がある。	セクシュアル・ハラスメントに係る関係機関の相談窓口等について、市ホームページに掲載し、啓発を図る。
	適正な性教育の実施及び性犯罪等についての学習機会の提供等により、生命を尊厳あるものと実感し、男女が互いに尊重して認め合う意識を醸成します。	33	研究推進G		保健の授業、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等の時間を活用するとともに、各校の人権教育のカリキュラムに学習を位置付け、意識の醸成を図る。	人権教育や道徳の授業を通して、あらゆる暴力を許さない姿勢と、暴力に依存せずに対等な人間関係の構築の仕方を学ぶことができた。	日常生活場面において実践できる児童生徒の育成が必要である。	保健の授業、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等の時間を活用するとともに、各校の人権教育のカリキュラムに学習を位置付け、意識の醸成を図る。

基本目標 Ⅰ 男女の人権尊重の推進
基本施策 4 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(Ⅰ) 令和7年度の実績	(Ⅱ) 今後の課題	(Ⅲ) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(Ⅰ) ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり	ひとり親家庭に対し、就学援助費や児童扶養手当、技能訓練促進給付などの各種手当等を支給するとともに、医療費の助成や相談事業など、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。	34	子ども総務G 総務・保健給食G 医療年金G		ひとり親家庭を対象とした手当等を適正に支給するとともに、ひとり親世帯等への様々な制度の情報提供を行う。また、国の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行う。	ひとり親家庭を対象とした手当等については、国の制度改正等に適切に対応し、児童扶養手当の支給や県の母子父子寡婦福祉資金貸付制度利用の支援等を行い、生活の援助や子育て支援に取り組んだ。ひとり親家庭に対する就学援助費として246件を認定し、支給を行った。	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、国の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行っていく必要がある。児童生徒数は減少している一方で、就学援助の認定者数はばば横ばいで推移している。児童生徒の学習環境を確保するため、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援が必要である。	ひとり親家庭を対象とした手当等を適正に支給するとともに、制度改正などの情報を適切に提供する。制度の更なる普及啓発に努め、支援を必要とする世帯に対して適正な認定を継続して実施する
	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう環境を整備します。また、社会的擁護施策として、教育家庭制度（里親制度）の普及を進めます。	35	子ども支援G		子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう近隣施設と契約を締結する。また、社会的養護施策として、教育課程制度（里親制度）の普及啓発に努める。	子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう8施設と契約を締結し、延べ人数16人、延べ日数16日の利用があった。また、里親制度の周知と相談窓口である県児童相談所への取次ぎを行い制度の普及に努めた。	必要とする人が利用できるよう、子育て短期支援事業の制度の周知に努める。里親制度の普及については、相談窓口である県児童相談所に確実に取次ぎを行う。	子育て短期支援事業（ショートステイ）を利用しやすく提供できるよう、近隣市の施設を中心に引き続き8施設と契約を締結する。また、里親制度の周知については、県主催の里親説明会の開催に合わせ、里親制度の周知と啓発を行う。
(Ⅱ) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	特に支援につながりにくい、高齢女性における認知症を伴うDV被害（身体的、心理的、経済的、介護・世話の放棄・放任）等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。	36	地域包括連携G		虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待にかかる啓発活動に努め、関係期間と連携し、虐待防止に努める。	ケアマネジャーや介護事業所に対し、虐待についての啓発を行った。	広く一般市民等に対し、認知症高齢者への対応方法や支援窓口、あるいは高齢者虐待やその相談窓口等について、さらに周知啓発を行う必要がある。	関係機関と連携を図り、虐待の早期発見に努めるとともに、相談窓口等について、周知啓発を行う。
	障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給などの経済的支援を行うとともに、専門性の高いアドバイスや支援、療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努めます。	37	障がい者支援G		該当者に対し制度の紹介を行いつつ、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的な支援を行う。	障がいのある子どものいる家庭に対し、グループで作成した手引きを活用し各手当や有効な障害福祉の制度・サービスの紹介をした。	不安な気持ちから有効な制度・サービスが分かりにくいという声が一部からある。	引き続き令和7年度に作成した手引きを活用し、有効な情報として障がい福祉制度・サービスの紹介を行う。障がい者総合相談支援センターあいのほかに関係機関との連携を強化し、個別支援を行う。
		38	子ども支援G		専門スタッフによる子ども相談や支援、療育相談事業等により保護者の育児不安の解消に努めます。	子ども総合相談として605件の対応を行った。また、療育相談として6件、保護者対象のプログラム9件を実施し、児童や保護者への支援を行った。	相談時には、一人ひとりの特性などに合わせ、的確に支援を行い、保護者等の不安が解消できるように対応する必要がある。	専門スタッフによる子ども総合相談を行い、療育相談事業では、保育園等の関係機関と連携し、保護者等の不安が解消できるよう発達段階に合わせた支援を行う。
	日本語の理解が難しい外国人市民のために、各種行政サービスや制度等に関する外国人向けの多言語情報の提供に努めます。	39	文化・人権G		多言語版「かめやまニュース」を引き続き発行するとともに、やさしい日本語の普及を図る。緊急性の高い情報等を市民活動団体等と協力し多くの外国人住民に提供できるよう努める。	R6.6から従前の3言語による紙版から電子版多言語広報「かめやまニュース」に替わり、10言語に拡大して広く外国人住民に情報を提供することができた。また、市職員向けにやさしい日本語の研修を行い、やさしい日本語の普及に努めた。また、外国人避難者受入訓練を開催し、日本語教室の協力を得て、学習者が訓練に参加し緊急時の避難方法を周知することができた。	より魅力的なかめやまニュースを発行していく必要がある。また、地域住民と外国人住民との相互理解が深まり、暮らしの安心に繋がるよう、やさしい日本語の普及に努める必要がある。	より魅力的なかめやまニュースを発行できるよう、季節のイベントなども積極的に取り上げる。また、やさしい日本語についての『広報亀山』への啓発記事の掲載や、引き続き窓口対応に活かせるよう市職員向けの研修を行い、やさしい日本語の普及に努める。
	「亀山市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等を支援し、犯罪被害者等を支える社会の形成を通じ、誰もが安心して暮らせる環境の整備に努めます。	40	防災安全G		犯罪被害者等が求める多様なニーズに対応するため、体制の整備や継続した職員研修の実施に努める。	ワンストップ支援体制の整備に向け、関係部署を対象に研修会を開催した。	研修を通じて、関係部署における認識や知識に不足があることが分かった。ワンストップ支援体制の実効性を高めるため、より多くの職員の理解向上を図るため、継続的に研修を実施していく必要がある。	ワンストップ支援体制の整備に向け、引き続き、関係部署を対象に年一回研修会を開催する。
(Ⅲ) 性の多様性に関する理解の促進	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるための啓発に努めます。	41	文化・人権G		性の多様性に関する理解を深めるため、市ホームページやコラム等の様々な情報媒体を通して啓発を行う。	市ホームページに「三重県パートナーシップ宣誓制度」や「みえにじいろスタートブック・研修動画」についての記事を掲載し情報発信するとともに、行政出前講座にLGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深める内容を取り上げ、理解の促進に努めた。	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解が深まるよう、様々な情報媒体を通して啓発を行う必要がある。	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるため、市ホームページやコラム等の様々な機会や情報媒体を通して啓発を行う。
	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるための教育を推進します。	42	研究推進G		すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりをすすめるとともに、個別的な人権問題の取り組みの一つとしてカリキュラムに沿った学習を進める。	人権教育カリキュラムをもとに、総合的な学習の時間や、保健体育の時間において個別的な人権問題として取り上げ、LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進にむけて学習を進めることができた。	引き続き、LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進にむけて、人権教育カリキュラムをもとに、取組を進める必要がある。	すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりをすすめるとともに、個別的な人権問題の取り組みの一つとしてカリキュラムに沿った学習を進める。
	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進のため、国・県をはじめ関係機関との連携により、行政サービスにおける対応の推進に努めます。	43	文化・人権G		国・県・関係機関と連携し、公営住宅及び公立病院等における対応など、必要な対応の推進に努める。	県市町担当者が参加する「性の多様性に関する市町会議」「CITYネット男女共同参画inみえ」に担当職員が参加し、公営住宅の入居及び公立病院における対応等について情報交流を行うとともに、県が発行する「みえにじいろハンドブック」、内閣府作成のSOGI（性的指向及びジェンダーアイデンティティ）についての啓発パンフレットを窓口に配架した。	「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」及び「三重県パートナーシップ宣誓制度」にかかる、パートナーが利用可能なサービスの拡充について、県内市町、各市担当課と連携して検討していく必要がある。	今後も、国・県・関係機関と連携し、公営住宅及び公立病院等における対応など、必要な対応の推進に努める。

基本目標 2 あらゆる分野における女性活躍の推進
基本施策 5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 行政分野における女性の参画拡大	本市の各種審議会等における女性の登用を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成についても、男女の比率が同程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。	44	文化・人権G		審議会委員等を構成する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。	各種審議会等における女性登用が進むよう、女性登用率の調査時と各種審議会委員等の改選時期に各課へ女性委員選出の声かけ等の働きかけを行った。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体や職種もあるが、所管する部署等からの積極的な働きかけを今後も行っていく必要がある。	経営会議で女性の積極的登用を働きかけるとともに、審議会委員等を構成する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。
	女性の登用が進まない分野については、委員の公募制の導入や、選出規定の見直し、充て職等の慣例にとられない選出などについて、積極的に検討します。また、女性登用が進まない根本の要因や背景を調査研究し、それらを解消できるよう取り組みます。	45	文化・人権G		女性登用率の調査時に、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策を検討するよう所管部署に依頼する。	女性登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策の記入を求め、必要に応じてヒアリングを行うなど女性登用率の偏りを減らすための意識づけにつなげてきた。	女性登用率が低い各種審議会等には「選出母体となる組織自体に女性が少ない」や「専門的知識を有する女性が少ない」など女性登用に向けの課題がある。	女性登用率の調査時に、昨年度と比較し、登用率が下がった原因について調査するとともに、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策を検討するよう、また、選出規定の見直し、充て職等の慣例にとられない選出などについて所管部署に検討するよう依頼する。
	女性の比率が偏って高い審議会等については、その選出母体も含めて男女の割合が同程度となるよう働きかけます。	46	文化・人権G		女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高い審議会等について確認し、委員の改選時に合わせて働きかけを行う。	女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高い審議会等について確認し、委員の改選時に合わせて働きかけを行った。	女性の比率が偏って高いような審議会等については、男性の意見を反映し、幅広い施策の形成につなげられるよう男女のバランスに注視していく必要がある。	女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高いような審議会等についても確認し、委員の改選時に合わせて働きかけを行う。
	本市の各種審議会等を所管するそれぞれの部署において、女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を行います。	47	人事給与G		新規採用職員の庁内研修のカリキュラムにおいて男女共同参画に関する研修を実施し、女性参画の重要性について意識付けを行う。	新規採用職員の庁内研修において男女共同参画に関する研修を実施した。	引き続き各種審議会への女性参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を継続して実施する必要がある。	新規採用職員の庁内研修のカリキュラムにおいて継続して男女共同参画に関する研修を実施し、女性参画の重要性について意識付けを行う。
	亀山市特定事業主行動計画に基づく市役所の女性職員の積極的な登用、職域拡大を図ります。	48	人事給与G		目標達成に向けて、マネジメント能力向上のための研修を実施するとともに、管理職やGLへ女性職員を積極的に配置する。	積極的に女性を管理職へ登用し、令和7年4月1日時点での女性職員の管理職への登用率が38.2%となり、昨年度より増加した。	令和7年度を期期とする第5次亀山市特定事業主行動計画において、女性職員の管理職への登用率を40%に設定していることから、目標達成に向けて引き続きマネジメント能力向上のための研修等の実施、管理職やGLへ女性職員を積極的に配置する必要がある。	引き続き目標達成に向けて、マネジメント能力向上のための研修の実施、女性幹部職員の登用促進を目指した自治体大学特別課程への女性職員(1人)の派遣、管理職やGLへの女性職員の積極的な配置に取り組む。
	市が推薦して国等が委嘱する各種委員等についても、地域が抱える実情などに配慮しながら、可能な限り構成員の性別に偏りが生じないよう努めます。	49	福祉総務G	亀山市民生委員児童委員協議会連合会保護司会	民生委員・児童委員、主任児童委員の改選時等や保護司の選任時において、女性の参画を促進する。	民生委員・児童委員、主任児童委員の改選の際に、国が就任者97人のうち女性60人の委嘱を行った。	定年の高齢化などを背景として、男女問わず担い手確保が困難な状況にある。	中途退任者が生じた場合は、女性登用を促していく。
	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について、市民の意識を醸成するため市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図ります。	50	文化・人権G		市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報誌や広報等による情報発信を行う。	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について市民の意識を醸成するため、令和7年6月24日に行われた市長定例記者会見にて、審議会等における女性登用率について情報発信を行い、市民の意識啓発を行った。	市民の意識を醸成するため、男女共同参画情報誌や広報等の工夫が必要である。	引き続き、市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報発信していく。
(2) 地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	自治会や地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の役員への女性の参画が促進されるよう意識改革を図ります。	51	社会教育・スポーツG		今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。	市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、33.3%(6人/18人)であった。	継続的かつ積極的に女性の参画について呼びかけていく必要がある。	参加を呼び掛けるにあたり、PTAの活動内容の周知を継続していく。
		52	地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行うとともに、自治会連合会の女性役員が1名増加した。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	自治会長への研修や地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で、引き続き女性登用の必要性について周知する。
	企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発揮、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。	53	商工業振興G		啓発活動を継続して実施するとともに、若者・女性が市内で創業しやすくなるよう空き店舗等活用支援補助制度の周知やこれまでの創業者の紹介をHPなどで行う。また、創業にチャレンジできる環境整備に向けて調査・研究を行う。	空き店舗等活用支援補助制度については、3件の応募(うち女性1件)があったが、採択されたのは2件とも男性であった。また、経営のノウハウを学べる創業セミナーについては、広報や新聞折込に加え、専門学校等へチラシを配付するなどPRの充実に努めた結果、15人(うち女性8人)が参加し、女性の起業等の支援を図ることができた。	就労の多様性が進む中、創業予定者のニーズを聞き取り、女性の起業に結びつけられるような創業セミナーの工夫や空き店舗等活用支援補助金の制度改正を積極的に行っていく必要がある。	引き続き、女性をはじめ創業者のニーズにより近づいて支援できるよう、創業セミナーの工夫や空き店舗等活用支援補助金の改善を図る。
	経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体(文化関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等)、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画気運の醸成のため、情報発信・啓発を行います。	54	文化・人権G		各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。	三重県産業支援センターが実施した女性の県内就職促進事業について後援を行うとともに、亀山市商工会議所や雇用対策協議会と連携し、事業の周知を図った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベント・事業などを活用し、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	農林業等の分野の各種組合等において、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。	55	農林政策G	鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会	地域の人・農地プランに女性の意見や視点が活かされるよう、プランの作成過程への女性の参画を促す。鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会活動に広く女性の視点が活かされるよう、女性の活動計画への参画を図る。	令和7年度についても地域計画の更新過程で女性農業者の参画があった。また、鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会のイベントの開催時に女性の活動計画への参画・運営等、62人の女性の活躍が見られた。(169人中62人)	地域計画については、今後の更新過程においてさらなる女性の参画が必要と考える。鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会のイベントの開催時女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されているが、まだまだ女性の参画が少ない。	地域計画に女性の意見や視点が活かされるよう、計画の更新過程での女性の参画を促す。鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会の活動において、企画段階から女性の意見や視点を取り入れ、女性が関わりやすい体制を整えることで、女性の参画を図る。

基本目標 2 あらゆる分野における女性活躍の推進

基本施策 6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 市民・企業等に対する啓発・取り組み	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。	56	文化・人権G		ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするための、講演会や研修会を開催するとともに、啓発活動を行い、情報発信を行う。	行政出前講座に、ワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れ、市民に考えてもらう機会を設定した。	今後もワーク・ライフ・バランスや働き方改革について考える機会を設ける必要がある。	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするための、講演会や研修会を開催するとともに、市民・企業等に対して積極的に啓発活動及び情報発信を行う。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取り組みの優良事例等を、亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会などの関係機関等と連携し、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。	57	商工業振興G		ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。	文化課と連携して啓発に努め、ファミリーフェスタなどのイベントを通して市内企業へPRチラシを配布した。また、市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会を開催し、より良い働く環境づくりを目指して協議を行った。	今後も国が定めるワーク・ライフ・バランス推進週間の機会をとらえて、関係機関と連携し、啓発に取り組んでいく必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間の機会をとらえて、関係機関と連携し、企業へのチラシ配布など啓発に取り組んでいく。
	休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取り組む企業や自営業者、個人等を顕彰します。	58	文化・人権G	商工業振興G	関係各課と連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業の顕彰方法について検討します。	ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業の顕彰方法について関係各課と協議を行った。	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に積極的に取り組む企業等を広く紹介する必要がある。	商工観光課をはじめ関係各課と連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業を広く紹介する手法を検討する。
	夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」、フレックスタイム制度等について、啓発に努めます。	59	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど啓発を図る。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく。
	企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務等の多様な働き方の推進、育児・介護等に対応するための柔軟な働き方の導入や育児取得後の中長期的なキャリア形成支援等に関して企業等に働きかけを行います。	60	商工業振興G		ウィズコロナ・アフターコロナによるニューノーマルな働き方やワークライフバランスの推進に対して意欲的に取組めるよう、引き続き雇用対策協議会の参加企業を中心に研修会や啓発活動を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会や雇用対策協議会において、働きやすい職場環境を整える研修等を実施した。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	労働者が生活と仕事との調和を図り、両方を充実させる生き方や働き方ができるよう、研修会等を実施して学べる機会を設ける。
	公共調達において、将来の担い手不足が課題となっている建設業のワーク・ライフ・バランス等を推進する制度の導入を検討します。	61	契約管財G		建設業におけるワーク・ライフ・バランス等を推進する取組として、月2回土日完全週休2日制工事の定着や工事の平準化に向けた取り組み。	週休2日制工事の定着を図るため、新たに通期の週休2日制工事を導入するなど制度の見直しを行った。	工事の平準化に向けた取組が進められていないため、債務負担行為の活用や速やかな繰越手続き、早期執行のための目標設定などの平準化に有効とされる取組について、庁内で共有し協議する必要がある。	工事の平準化に向けた取組を進めるため、積算の前倒しや早期執行のための目標設定を行うとともに、債務負担行為の活用や速やかな繰越手続きについて、工事発注課や財務課（契約・財務担当）などの関係部署と協議を行う。
	女性の活躍推進に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランスの推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討します。	62	契約管財G		企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討。	企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の導入について、具体的な検討には至っていない。	企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の検討に加えて、公共工事等においてもワーク・ライフ・バランスの推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討する必要がある。	企画競争方式（プロポーザル）における評価制度について、検討を行う。また、毎年実施する市内建設業者の格付けにおいて、企業の環境負荷提言の取組や地域貢献度を加点項目としていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進を新たな加点項目とすることについて、検討を行う。
(2) 仕事と家庭の両立のための環境整備	保護者になる方を対象として「パパ・ママ教室」を開催するなど、男女が共に子育てに参画するよう取り組みを進めます。	63	母子保健G		パパママ教室を開催する。また、教室に参加したいが参加が難しい夫婦がいた場合は、夫婦での来所相談に応じる。	パパママ教室を6回開催し30組60名の参加があり、子育てに参加する意識を高めることが出来た。	妊娠・出産・子育て等において、男女ともに参加し、子育てを両親で協力して行うきっかけづくりや意識を高めていく必要がある。	パパママ教室等の開催について、今後も男女共に育児に参画する重要性について周知する。
	未婚率の減少や晩産化の解消のため、若者等の結婚支援に努めます。	64	政策調整G		婚活支援事業補助金の交付と、三重県が取り組む「みえ出逢いサポートセンター事業」への積極的な参画を通じて、情報発信やイベント等を行うこととし、継続した婚活支援事業に取り組む。	「みえ出逢いサポートセンター」および「みえ結婚支援プロジェクトチーム【北勢エリア】（本市も参画）」が主催となり、10月13日にカメヤマローソクのキャンドル作り体験を取り入れた婚活イベントを開催したほか、適宜、情報発信を行った。	「みえ結婚支援プロジェクトチーム【北勢エリア】」においてイベント開催を希望する市町が増加していることや、県が開催回数を抑えて内容の充実を図る方針を示していることから、これまで毎年度実施してきた本市での婚活イベントが開催できない可能性がある。	引き続き三重県が取り組む「みえ出逢いサポートセンター事業」への積極的な参画を通じて、イベント開催や情報発信を行い、結婚を望む市民の出会いの機会づくりや相談対応に継続して取り組む。
	若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。	65	子ども総務G	子育て支援センター、児童センター、ファミリーサポート・センター	引き続き、「子育てガイドブック」を作成し、転入者への提供を行うとともに「亀山市 かめやま子育て」LINEなど様々なツールによりタイムリーに子育てに関する情報を発信する。	「子育てガイドブック」を転入者等の子育てに関する情報を必要とする世帯に引き続き提供するとともに、「亀山市公式LINE」を活用した子育てに関する情報を発信した。	「亀山市公式LINE」による情報提供と連携を取りつつ、「子育てガイドブック」の情報を更新し、より充実させる。	「子育てガイドブック」の内容を更新し、転入者などへの提供を行うとともに亀山市公式LINEなど様々なツールによりタイムリーに子育てに関する情報を発信する。
(3) 市役所内における取り組み	亀山市特定事業主行動計画に基づき、市女性職員並びに男性職員の育児休業の取得を促進するとともに、男性職員の育児短時間勤務や育児部分休業など、育児に関するその他の休暇制度の取得を推進します。また、同行動計画に基づき、市職員の時間外勤務時間の削減や、年次有給休暇の取得推進、臨時・非常勤職員の「介護休暇・病気休暇制度」の新設など、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	66	人事給与G		時間外勤務時間の削減については、年度当初（5月）の部長級ヒアリングにおいて、新たな目標に対する時間外勤務時間目標数値を設定し、半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、時間外勤務時間の上限を原則として1月45時間かつ1年360時間と定めたことから、これらの時間を超える時間外勤務について要因の整理等を行う。年次有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な取得などに取り組み、取得状況について半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。	令和7年度の時間外勤務時間の実績は、37,471時間であり、令和7年度の目標である「39,300時間」を達成できたが、年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数「0人」については、目標を達成できなかった。令和7年の年次有給休暇については、職員一人当たりの取得日数が13.8日となり、亀山市特定事業主行動計画の年間目標取得日数である「15日」を達成できなかった。また、全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数「6日以上」についても達成できなかった。	第5次亀山市特定事業主行動計画において、年間時間外勤務時間数の目標値を「38,000時間」に設定するとともに、年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員を「0人」に設定している。また、年次有給休暇については、職員一人当たりの年間目標取得日数を「15日」、全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を6日未満の職員を「0人」に設定している。計画期間を令和11年度までとしていることから、引き続き本計画に基づき取組を進め、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要がある。	第5次亀山市特定事業主行動計画に基づき、時間外勤務時間の削減や年次有給休暇の取得促進については、年度当初の部長級ヒアリングにおいて、新たな目標に対する時間外目標数値を設定し、四半期ごとに実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、時間外勤務時間の上限である月45時間かつ年間360時間を超える時間外勤務について要因の整理等を行う。年次有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な年次有給休暇取得等に取り組み、部長級ヒアリングにおいて、取得状況について取りまとめ、進捗管理を行う。

基本目標 2 あらゆる分野における女性活躍の推進
基本施策 7 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 男性中心型労働慣行等の変革に向けた啓発	男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できるよう、また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できるよう、様々な機会を捉えて啓発します。	67	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	継続した情報発信が必要である。	各種団体と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置したり、様々な機会をとらえて啓発に取り組んでいく。
	長時間労働の削減や転職のあり方、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。	68	商工業振興G		関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信を行う。	パンフレットやチラシを窓口に設置したり、企業へ各種案内をする際にチラシを同封するなど、文化課と連携して周知に努めた。	関係機関と連携し、様々な機会をとらえて、継続して啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、パンフレットやチラシを窓口に設置したり、企業等へチラシを配付するなど啓発を図る。
	出産・育児、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性などの再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。	69	商工業振興G		関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において「働きやすい環境づくり ～ハラスメント0（ゼロ）を目指して～」と題した研修を行い、個々が働きやすい職場づくりができるよう働きかけを行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	労働者が仕事と育児・介護等を両立できるよう、研修会等で多様な働き方や柔軟な働き方を学べる機会を設ける。
	関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取り組みについて協議を行う、事業主団体や労働組合、その他の有識者等で組織する等（女性活躍推進法第23条に基づく協議会）の組織化について検討する。	70	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、ジェンダーギャップ指数などをもとに、「働きやすい環境づくり ～ハラスメント0（ゼロ）を目指して～」と題した研修を行った。また、関係機関と連携し、働きたい女性向けパンフレットや就職氷河期世代に対する啓発チラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	今後も働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、情報発信に努める必要がある。	引き続き、女性の職業生活における活躍の推進に関するチラシを窓口に設置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行い、情報発信に努める。
	男女間や正規雇用者・非正規雇用者間の賃金格差や企業内での性別による固定的な職種への配置・採用等、雇用に関する様々な問題について情報発信し、企業や市民の意識啓発を図ります。	71	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、ジェンダーギャップ指数などをもとに、「働きやすい環境づくり ～ハラスメント0（ゼロ）を目指して～」と題した研修を行い、意識啓発に努めた。また、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	今後も働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、情報発信に努める必要がある。	引き続き、チラシを窓口に設置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、企業や市民の意識啓発に努める。
	農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及、農業経営改善計画の共同申請、女性の集落営農への参画等を促進します。	72	農林政策G		家族農業で農業経営改選計画認定申請を行う農業者に対し、家族経営協定について啓発を行うとともに、女性を積極的に雇用する農業経営体を支援します。	農業経営改善計画の認定において、必要に応じて家族経営協定について説明したほか、サステナブル農業奨励事業を通じて女性を積極的に雇用する農業経営体を支援した。	認定農業者における家族経営協定の更なる普及啓発や新規就農者の増加に向けた取組が必要である。。	家族農業で農業経営改善計画認定申請を行う農業者に対し、家族経営協定について啓発を行うとともに、新規就農者の増加に向けた取り組みを行います。
(2) 女性活躍の推進に向けた環境整備	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、認定子ども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図るとともに、保護者の就業状況に応じて、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業などを利用できるよう体制を整備します。また、小規模保育事業の提供や低学年児童の保育等の体制整備に努めます。	73	保育サポートG		保護者の就業状況に応じた各種の保育サービスが提供できるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施する。また、新たな保育サービスの提供については、拡大等に向けた検討を行う。	保育所等の安定的な運営と必要な保育サービスの提供ができるよう、公立園においては必要な人員配置を行い、私立園においては各種事業の補助を行うことで、保護者のニーズに合わせた延長保育・休日保育・一時預かり保育事業などの提供を行うことができた。また、令和7年4月より病児保育事業（体調不良児対応型）を開始した。	病児保育や休日保育等について、保護者ニーズや動向によって、事業の拡大の検討が必要である。	今後も、保護者ニーズに沿った各種保育サービスの提供ができるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施し、病児保育事業等についての検討を行う。
	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。	74	子ども総務G		放課後児童クラブの利用についてアンケートなどにより把握し、整備を進めるとともに、運営支援を行うことにより小学生が安心できる遊び及び生活の場の充実を図る。	放課後児童クラブ（24支援単位）に対し運営費補助等を行うとともに、放課後児童クラブが設置されていない小学校区から通学区域外のクラブへ通所する児童の送迎事業を実施した。また、利用希望に関するアンケートの結果、放課後児童クラブの新設は行わなかった。	市全体での少子化の傾向は続くと考えられるが、小学校区により、ニーズが増加する可能性がある小学校区と減少する可能性がある小学校区があることから、今後の利用ニーズの動向に留意が必要な状況である。	引き続き国・県の交付金を基準とし、放課後児童クラブへの運営費の支援などを行い、利用ニーズの動向により必要に応じ放課後児童クラブの新設等の検討を行う。
		75	社会教育・スポーツG		今後も持続的な放課後子ども教室の実施を行っている。	すべての小学校区において放課後子ども教室を実施し、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境づくりに努めた。 ※年間開催回数：1,325回 参加児童数：15,333人	地域の中で子どもが安心して過ごすことができる環境づくりのために、大人が何をすべきであるか意識を共有していく。そのために意見を交換する場を設ける必要がある。	引き続き、全小学校区で放課後子ども教室を実施していく。

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(2) 女性活躍の推進に向けた環境整備	安心して子育てができる環境整備を図るため、おおむね小学校卒業までの児童を対象とした亀山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民がお互いに助け合う子育て支援事業と併せて、軽い病後児の預かり等により子育てをサポートします。	76	子ども総務G	かめのこ	ファミリー・サポート・センター事業を継続して実施する。	ファミリー・サポート・センター事業を継続して実施し、援助会員数を増員するため、子育て支援員研修の案内を庁舎内外各所に配置するとともにLINE等による周知を行った。	援助会員が高齢化してきているため、稼働できる会員の確保が難しい。	子育て支援員研修を継続して実施するとともに、当該研修について周知の充実を図り、受講者を増やすことにより、援助会員の確保に引き続き取り組む。
	保護者が性別にかかわらず主体的に子育てに参画できるよう、市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビの行政情報番組等を活用して、子育てに関する情報を発信します。	77	保育サポートG		子育て支援センターにおいて保護者が性別にかかわらず参加できるような講座を実施する。	パパが主体的に子育てに参画できるよう、支援センターに来館してもらうきっかけづくりとして、昨年度に引き続き土曜日午前の限定開放イベントのひとつに「パパといっしょ」を開催した。昨年度より回数を増やし、計5回開催することができた。	「パパといっしょ」への参加者を増やすなど、より多くのパパが子育てに参画する機会を提供する必要がある。	「亀山市公式LINE」や広報等で「パパといっしょ」についての情報を発信するとともに、性別問わず参加できるような子育て講座を実施する。
	出産に伴う女性の負担軽減のため、妊産婦等に対する相談・支援体制の充実に努めます。	78	母子保健G		妊産婦に対し訪問、来所での相談支援を行う。	産前産後の子育て家庭へのアウトリーチによる相談を行った。延べ相談件数173件（電話相談73件 来所相談100件）	ハイリスク妊娠・出産、早産、低出生体重児等妊産婦を取り巻く環境が複雑化し、相談支援を求める人が増加傾向にある。	相談内容に応じた支援プランを作成するなど、個々のニーズに応じた支援を実施していく。
	男女が共に介護をしながら働き続けることができるよう、家族の介護を支援します。	79	地域包括連携G		介護者へ相談窓口の周知や情報提供の充実を図るとともに、介護者同士が情報交換や交流の機会がつけられるよう努める。	介護者のつどいを1回開催し、介護者同士の情報交換や交流の機会を設けた。	男女共に介護をしながらでも働き続けられるように介護保険及び福祉サービスの活用、介護者のつどい等の支援について市民への啓発を行っていく必要がある。	介護者に関わる機会の多い市内地域包括支援センターや各種関係機関にサービス等の情報提供を行い、介護者の負担軽減等を図る。
	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメント等、雇用の場における各種ハラスメントの防止に向け、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、これらの問題の解消のために広く啓発します。	80	商工業振興G		ハラスメントに対する理解を深めるため、引き続き雇用対策協議会の参加企業を中心に研修会や啓発活動を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど情報発信に努めた。また、市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、「働きやすい環境づくり ～ハラスメント0（ゼロ）を目指して～」と題した研修を行い、意識啓発に努めた。	事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行っていただく必要がある。	引き続き、チラシを窓口を設置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、企業の意識啓発に努める。
	労働条件・労働環境、各種ハラスメント等、雇用に関する相談窓口である「働く人の相談窓口」の充実とその存在の周知を図ります。	81	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信を行う。	市の窓口のみならず、ファミリーフェスタなどのイベントにおいても「働く人の相談窓口」を設置し、存在のPRに努めることができた。	今後も労働者の相談窓口として、啓発チラシを窓口設置し、情報発信を行う必要がある。	今後も労働者の相談窓口として、チラシを窓口設置し、情報発信に努める。
	男性も女性も働きやすい職場環境、施設・設備の整備（男女別更衣室やトイレの設置等）の重要性等について、特に女性の参画が進んでいない業種や中小企業等を意識しながら、情報発信に努めます。	82	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど情報発信に努めた。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど情報発信に努める必要がある。	今後も相談窓口として、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信に努める。
	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業を認定する「えるばし」認定等についても周知・啓発を図ります。	83	商工業振興G 文化・人権G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信を行うとともに、女性活躍の推進に向けた環境整備として「女性デジタル人材育成」を行う。	三重県産業支援センターが実施した、県内就職促進事業について後援を行うとともに、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信を行った。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信を行うとともに、女性活躍の推進に向けた環境整備として「女性デジタル人材育成」に向けての取組について検討する必要がある。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信を行うとともに、女性活躍の推進に向けた環境整備として「女性デジタル人材育成」に向けての取組について検討する。

基本目標 3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進
基本施策 8 教育や啓発による意識改革、理解の促進

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実	児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるような教育を進め、性別にかかわらず多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	84	研究推進G		男性の職業、女性の職業といった固定的な考え方にとらわれず、能力に応じた職業選択ができる力を人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進めます。	生活科・社会科・総合的な学習の時間を通して、男性、女性といった性別にとらわれず、働く意味や労働者を支える仕組みなどについて考えるとともに、多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、発達段階に応じた計画的なキャリア教育に取り組んだ。	様々な教科や総合的な学習の時間を中心にしながらも、様々な学校生活の中で固定的分担役割について子どもたちと考えあう機会もち、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進につなげる必要がある。	生活科・社会科・総合的な学習の時間を通して、男性、女性といった性別にとらわれず、働く意味や労働者を支える仕組みなどについて考えるとともに、多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、発達段階に応じた計画的なキャリア教育に取り組む。
	次代の保護者にもなる生徒等に対し、性に関する正しい知識の普及啓発、学習機会の充実を図ります。	85	研究推進G		人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進めます。	人権教育、保健体育・社会科・総合的な学習の時間のなかで性に関する正しい知識の学習を子どもの発達段階に応じて行った。	引き続き、人権教育、保健体育、社会科、総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。	人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進める。
	中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験などを通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。	86	研究推進G		中学校「家庭科」の学習において、保育実習等の体験的な学習を通じて家庭の大切さについて考える機会を設けます。	中学校「家庭科」の学習を中心に、家庭の大切さについて考える機会を設けた。	引き続き、家庭科を中心に総合的な学習の時間等のなかで学習の機会をつくる。	中学校「家庭科」の学習において、保育実習等の体験的な学習を通じて家庭の大切さについて考える機会を設ける。
	社会問題化している長時間労働や過労、賃金不払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちを守る労働法制や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。	87	研究推進G		人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、取組を進めます。	人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、労働法制やトラブルの解決策等について考える機会を設けた。	三重県人権教育ガイドラインに記載された「ビジネスと人権」の視点を取り入れ、社会科を中心に、総合的な学習の時間等のなかで、学習の機会を設ける必要がある。	教職員に「ビジネスと人権」の視点について伝ええるとともに、人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、取組を進める。
(2) 家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	家庭における性別による固定的な役割分担を解消するよう働きかけるとともに、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進するため、保護者への意識啓発を図ります。	88	社会教育・スポーツG	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	第一次かめやまお茶の間10選（実践）推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化週間を設け取り組みを進める。家庭においての「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画（令和4～6年度）に基づき「かめやまお茶の間10選（実践）」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート回答率等を向上させるため、効果的な検証の実現に向け、取組についての情報発信を強化していく必要がある。	取組の定着を目指すにあたり、チラシデザインの更新や子ども家庭庁が定めている「家族の日」との紐づけを図っていく。
	子どもが、将来にわたって個性や能力を十分発揮できる人生を歩めるよう、保護者等が持つ、子どもの性別による固定的な進学、進路、最終学歴、将来就職種等に関する意識を変革するよう情報発信・啓発します。	89	社会教育・スポーツG		第一次かめやまお茶の間10選（実践）推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化週間を設け取り組みを進める。家庭においての「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画（令和4～6年度）に基づき「かめやまお茶の間10選（実践）」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート回答率等を向上させるため、効果的な検証の実現に向け、取組についての情報発信を強化していく必要がある。	取組の定着を目指すにあたり、チラシデザインの更新や子ども家庭庁が定めている「家族の日」との紐づけを図っていく。
	男女共同参画に関する講演会等の開催、市広報紙への記事掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	90	文化・人権G		三重県男女共同参画連携映画祭（亀山会場）を開催するとともに、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行う。	三重県男女共同参画連携映画祭にて「フラガール」の上映とともに、男女共同参画に関する動画の放映と亀山市の取組紹介を行った。（参加者数447人）また、男女共同参画週間の啓発パネルやのぼり旗の設置により男女共同参画の推進について啓発を行った。	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携し、映画祭を開催するとともに、市広報紙への記事掲載、また、男女共同参画週間の啓発パネルやのぼり旗の設置等、様々な機会を通して、男女共同参画の推進について啓発を行う。	引き続き、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携し、映画祭を開催するとともに、市広報紙への記事掲載、また、男女共同参画週間の啓発パネルやのぼり旗の設置等、様々な機会を通して、男女共同参画の推進について啓発を行う。
	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。	91	文化・人権G		男女共同参画に関するイベント・講演会等を通して、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るとともに、ハラスメントのない職場づくりをテーマに亀山市男女共同参画市民育成講座を開催した。	男女共同参画に関するイベントを開催し、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる必要がある。	男女共同参画市民養成講座等を通して、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。
	6月の男女共同参画週間の機会を捉えて、国が毎年選定する男女共同参画のキャッチフレーズも含めた男女共同参画に関すること全般について、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により広く啓発します。	92	文化・人権G		啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行う。	6月の男女共同参画週間に合わせて、市立図書館へ啓発パネルの展示や市内各所にのぼり旗の設置、市広報や市ホームページへの記事掲載等を行った。	啓発の効果が上がるよう、男女共同参画週間の機会を捉えた集中的な啓発を行うとともに、男女共同参画情報誌や市広報コラム等で定期的な啓発を行っていく必要がある。	引き続き、男女共同参画週間等の機会をとらえ、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行う。
	日本女性会議や各種の男女共同参画に関する県内研修等に、市職員・教職員、市民等を派遣するなど、研修の機会を設けます。	93	文化・人権G	人事給与G 研究推進G	日本女性会議及び県内で開催される研修等に積極的に参加する。	10月4日に開催されたフレンテみえ主催の男性講座及び11月29日に開催された男女共同参画フォーラムに、担当グループ職員が参加した。なお、奈良県で開催された日本女性会議については参加できなかった。	男女共同参画の理解を深めるため、職員が参加できるよう、総務課と連携を図っていく必要がある。	今後も、県内外で開催される研修等に積極的に参加する。
	男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。	94	文化・人権G		男女共同参画に関するイベントの開催、啓発グッズの配布、男女共同参画情報誌の発行等により広く啓発を行う。	「男女共同参画情報誌2025」を発行し、イベント開催の周知等、啓発を行った。	男女共同参画を推進する市民活動団体が令和3年10月に解散したことから、今後の市民活動団体の育成を支援するとともに、様々な手法により啓発の推進を図っていく必要がある。	男女共同参画を推進する市民の育成に努めるとともに、引き続き様々な機会を捉えた啓発活動や情報発信を行う。
	自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組みます。	95	文化・人権G		地域で開催されるイベント等と連携を取り、啓発活動を行う。	広く市民が、人権について正しい理解ができるように、「多様な性」や「固定的性別役割分担意識」を含む、人権にかかわる内容の行政出前講座を学校、地域、事業所等を対象に計9回、438名に対し行った。	生活のいろいろな分野で男女共同参画が進むよう、さまざまな団体と連携して、地域での啓発に取り組んでいく。	自治会などでの出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組む。

基本目標 3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

基本施策 9 生涯にわたる健康づくり支援

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	男女の健康保持増進のため、性差医療に関する普及啓発、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策等について広く情報発信を行います。	96	健康増進G		女性の健康習慣（3月1日～8日）について啓発し、女性特有のライフステージにおける健康課題や生活習慣病について周知する。	女性の健康週間（3月1日～8日）について広報等で周知を行った。窓口にポスターを掲示し、女性の健康週間についての周知を行った。3月のがん検診時に女性のための健康づくりガイドブックを配布した。女性の健康応援教室として骨粗しょう症をテーマにした講座を行い、女性特有の症状、生活習慣病等について周知啓発を行った。	幅広い年代に情報発信を行うことができるよう啓発方法を検討する。より効果的に啓発を行うために若年女性を対象にした講座等の既存事業を継続して行い、周知啓発を行っていく必要がある。	保健福祉センター以外にもポスターを掲示する等、複数の場所で周知啓発を行う。既存の事業の中でも特に対象となる人が集まりやすいタイミングでの周知啓発活動を進めていく。
	男女とも健康診断の受診率の向上につなげるため、健康診断の受診について啓発を行います。	97	健康増進G		広報や健康づくりのてびき等で健康診断の大切さや受診方法について周知する。	広報5月1日号で健診に関する特集記事を掲載した。広報、ケーブルテレビ文字情報、健康教室でも周知を行った。また「健康づくりのてびき」や個別通知等の健診案内を改善し、健康診断の大切さや受診方法についてナッジ理論を取り入れつつ周知を行った。	継続して健診を受診する人だけでなく、受診歴のない人が受診につながるよう啓発していく必要がある。	広報や健康づくりのてびき等の記載内容を再度検討し、ナッジ理論を取り入れることではじめて受診する人も受診につながるよう周知を行う。
	イベントや教室などの機会を活用し、早期発見と予防の重要性について啓発を進め、女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。	98	健康増進G		イベントや教室等の機会において、女性特有のがんに関する啓発を行う。	市民伝達講習会、地域での健康教育等の機会を利用し、女性特有のがんとがん検診について分かりやすく周知を行った。	さらなる受診率の向上のため、引き続き女性特有のがんとがん検診について、わかりやすい周知に努めていく必要がある。	市民伝達講習会、地域での健康教育等の様々な機会を利用して、女性特有のがんとがん検診について、わかりやすい周知を行う。
	妊娠・出産時の健康支援のため、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」や「パパ・ママ教室」を開催するなど、出産を支援します。	99	母子保健G		母子手帳の交付、妊婦一般健康診査・産婦健康診査の実施、妊婦教室・パパママ教室の開催を行い出産育児を支援する。	母子健康手帳の交付301人 妊婦一般健康診査受診延べ件数（県外助成等件数含む）3,229件 産婦健康診査延べ件数（県外助成等件数含む）524件 妊婦教室8回開催17人 パパママ教室6回開催30組	妊産婦を取り巻く環境が複雑化し、相談支援を求める人が増加傾向にある。	従来からの健診・教室・相談支援を継続して実施すると共に、安心して妊娠・出産ができる環境整備の一環として、低所得妊婦初産科受診費助成を継続し実施する。
	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行います。	100	母子保健G		新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）を実施し、育児支援を行う。	新生児訪問48人 赤ちゃん訪問216人 未熟児訪問18人	妊産婦を取り巻く環境が複雑化し、相談支援を求める人が増加傾向にある。	訪問事業を継続して実施し、個々のニーズに応じた支援を実施していく。
	不妊・不育症等の治療を支援するため、治療費の一部を助成するほか、不妊・不育症治療などに対する正しい理解の普及啓発に努めます。	101	母子保健G		不妊・不育症治療費の一部助成を実施する。不妊・不育症治療などに対する正しい知識の普及について広報などに掲載する。	特定不妊治療費助成金（先進医療分）155件 不妊治療費助成金（このとり）6件 不育症治療費助成金6件 特定不妊治療費助成金（保険適用終了後の特定不妊治療に対する助成回数追加）1件 特定不妊治療費助成金（着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）を含む特定不妊治療）1件	正しい知識の普及が必要である。	正しく理解いただけるよう広報、ホームページ等で周知を図っていく。
(2) スポーツ分野への女性の参画	スポーツの楽しさ・素晴らしさ等を情報発信するなどして、女性がより一層スポーツ活動に親しむよう呼びかけます。	102	社会教育・スポーツG		各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加したくなるような情報提供を検討する。	各種スポーツ団体等と連携して、女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。	スポーツ活動の機会がない女性が参加したくなるような情報提供の検討が必要である。	各種スポーツ団体等と連携して、スポーツ活動の機会がない女性が参加したくなるような情報提供を検討する。
	親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービスの併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ環境づくりに努めます。	103	社会教育・スポーツG		子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。	親子で一緒に参加できるよう、新たな種目としてモルックを取り入れ、ニュースポーツ体験会を計画、実施した。また、指定管理者が子育て中の女性を対象とした自主事業を実施した。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の確保等について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。
	女性がより一層スポーツ活動に親しむことができるよう、家庭における家事・育児の分担について、男女が共に協力し合えるよう啓発を図ります。	104	社会教育・スポーツG		各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加したくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。	運動施設指定管理者の自主事業として、スポーツ機会のない女性が運動施設へ足を運んでもらうことでスポーツへの興味関心を深めるきっかけづくりとなるよう、文化教室を開催し、運動教室（コンディショニングヨガなど）への参加を呼び掛けた。	家事や育児は、女性の役割として根強く認識されているため、社会全体の意識改革が求められる中、女性自身にも生活におけるスポーツ活動の優先順位をあげるべく啓発する必要がある。	各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加したくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。
	女性が、スポーツに関する各種委員やスポーツ団体の運営等に参画するよう呼びかけます。	105	社会教育・スポーツG		女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等、スポーツ行政への参画を促進する。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員などスポーツ行政への参画を促進した。	女性が、主体的にスポーツクラブの運営やスポーツ行政へ参画するよう促進する必要がある。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。
	女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。	106	社会教育・スポーツG		各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。	各種スポーツ団体に、講習会や研修会の情報提供を行い、指導者の育成を支援した。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について、細やかに支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。

基本目標 3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進
基本施策 10 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 災害に備えた体制整備	防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。	107	防災安全G		自治会や自主防災組織等対象の出前講座及び地域防災訓練にて、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性を求める。	行政出前講座や地域の防災訓練等において、避難所運営や地区防災計画の必要性、またその作成における女性参画の必要性について説明を行った。	自治会や自主防災組織の活動には地域差があり、全地域で女性参画への理解を得るには時間を要することから、継続的に実施していく必要がある。	引き続き、行政出前講座や地域まちづくり協議会、自治会が主催する防災訓練への女性の参加を積極的に呼びかけるとともに、女性が関心を持ちやすいテーマの講座を選定するなど、女性の防災参画意識の向上を図る。
	災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	108	防災安全G		随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。	地域防災計画における女性参画の必要性に基づき、各種マニュアルの見直しの必要性を検討した。	随時各種マニュアルの見直しと修正を行い、より実効性の高い内容へと改善するとともに、その普及を図る必要がある。	引き続き、必要に応じて随時各種マニュアルの見直しと修正を行い、より実効性の高い内容へと改善するとともに、その普及を図る。
	防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。	109	防災安全G		総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等の計画を行っていく。	総合防災訓練では、段ボールパーテーションの作成・配置を行い、女性の視点を取り入れたプライバシー確保や生活環境への配慮を反映した避難所開設訓練を実施した。	全地域で女性参画への理解を得るには時間を要することから、継続的に実施していく必要がある。	引き続き、総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所開設・運営訓練等を行う。
	応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、女性ならではの視点を生かしてもらえよう、女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。	110	消防総務G		今後も継続した応急手当普及員の育成、各種救急講習等への派遣及び防災活動への指導・支援を行い、各種行事に積極的に女性の観点を取り入れて、地域の防災分野への女性の参画・活躍の重要性を意識付けていき、女性分団員の確保についても継続して検討を行う。	女性消防団員の活動として、各種行事や普通救命講習に参画し女性の視点を取り入れた防災体制の充実を図った。また、防火フェアに加入促進ブースを出展し、女性も含めた消防団員の加入を促進し、団員数の増加に繋げた。	引き続き女性消防団員を含めた消防団員の確保が課題であるとともに、更なる地域防災力の強化のため、活躍の場を検討する必要がある。また、各種行事への参画を更に推進して、女性の視点を取り入れた防災体制の充実を図る必要がある。	今後も応急手当普及員の育成や各種行事等への派遣及び防災活動への指導・支援を継続し、積極的に女性の観点を取り入れて、地域の防災分野への女性の参画・活躍の重要性を意識付けつつ、女性分団のインスタグラムを活用して活動内容を周知するなどして、女性消防団員の加入促進についても継続して実施していく。
(2) 災害に備えた避難所運営体制の構築	発災時の避難所の運営のあり方について、平常時から男女共同参画の視点からも検討し、各施設ごとの避難所の運営体制の強化を図ります。	111	防災安全G		総合防災訓練等において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。また、作成の際に女性の参画を求める。	総合防災訓練では、段ボールパーテーションの作成・配置を行い、女性の視点を取り入れたプライバシー確保や生活環境への配慮を反映した避難所開設訓練を実施した。	全地域で女性参画への理解を得るには時間を要することから、継続的な啓発とともに、女性の意見を反映した避難所運営マニュアルの作成に取り組む必要がある。	引き続き、総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所開設・運営訓練を実施し、女性の参画を促しながら、実践的な避難所運営体制の構築に向けた取組を進める。
	避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々のニーズを汲み取れるよう、女性等の参画を推進します。	112	防災安全G		総合防災訓練等において地域の方々を中心に女性等の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。また、作成の際に女性等の参画を求める。	総合防災訓練では、段ボールパーテーションの作成・配置を行い、女性の視点を取り入れたプライバシー確保や生活環境への配慮を反映した避難所開設訓練を実施した。	全地域で女性参画への理解を得るには時間を要することから、継続的な啓発とともに、女性の意見を反映した避難所運営マニュアルの作成に取り組む必要がある。	引き続き、総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所開設・運営訓練を実施し、女性の参画を促しながら、実践的な避難所運営体制の構築に向けた取組を進める。
	生理用品や乳幼児のための粉ミルク等、性別等によるニーズの違いに配慮した物資の備蓄について、内容の検討や更新・充実等を行います。また避難所内におけるプライバシーの確保や女性の安全確保等、避難所の体制整備を図ります。	113	防災安全G		生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行っていく。また、適宜内容を検討する。	生理用品や乳児用ミルク等備蓄については、「亀山市備蓄・調達基準」に基づき適宜入替を行い適正に管理を行った。	備蓄品の定期的な入替による適正な管理を行うとともに、受援計画に基づく内容と調整を図りながら備蓄品目・数量について適宜見直しを行う必要がある。	備蓄品の適正な在庫管理を行うとともに、必要に応じて亀山市備蓄・調達基準の見直しを適宜行う。